

大阪市週休 2 日工事に関する QA

令和 3 年 9 月

大阪市

目 次

【第1条関係】

問1 本市において週休2日工事を実施する必要性とは。

【第2条（対象工事）関係】

問2 週休2日工事の特記仕様書は、週休2日工事の対象工事にだけ添付すればよいのか。また、発注者指定方式と受注者希望方式で特記仕様書は違うのか。

問3 対象外工事として「単価契約工事や維持工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

問4 対象外工事として「社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

問5 対象外工事として「現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

【第3条（発注方式）関係】

問6 「発注者指定方式」と「受注者希望方式」の対象はどのような基準で決めているのか

【第4条（対象期間）関係】

問7 年未年始6日間（12月29日から1月3日）と夏季休暇3日間（8月14日から同日16日）を対象外期間とするのは何故か。

問8 現場着手日の定義は。工事着手日とは別の定義か。

問9 工事完成日の確認方法は。

問10 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

問11 工期末より早期に工事が完了した場合、対象期間はいつまでとなるのか。

【第5条（用語の定義）関係】

問12 1つの工事契約において、施工箇所が点在している場合の現場閉所の考え方は。

問13 現場に出勤後すぐに、降雨により現場作業を行わなかった場合は、現場閉所になるのか。

問14 当日、天候不良で現場閉所したが、監理技術者等が現場事務所ではなく、本社で事務作業を行った場合は、現場閉所として取り扱ってもよいのか。

問15 設計図書の変更に伴い、工期延長を行う場合の週休2日の考え方はどうなるのか。

問16 週休2日（＝4週8休以上）の計算の考え方は。

問17 祝日に休工した場合、現場閉所日に含めてもよいのか。

問18 現場閉所日は、土日で確保しなければならないのか。

【第6条（受注者希望方式における週休2日工事実施の選択）関係】

問19 週休2日届出書（様式1）について、一旦受注者が「実施しない」と提出した後

に、「実施する」に変更したいと申し出た際の取扱いは。

【第7条（週休2日工事の取組内容）関係】

- 問 20 週休2日に取り組む対象は、全ての下請業者も含むのか。
- 問 21 週休2日確保以外のやむを得ない事由による工期変更は認めるのか。
- 問 22 週休2日実施の履行確認方法は。
- 問 23 週休2日を実施すると工期末までに工事が完了できなくなってしまう場合、これを理由に工期延期は認められるか。

【第8条（週休2日工事に要する費用の計上）関係】

- 問 24 土木工事においては、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても経費補正を行うが、建築工事においては、労務費の経費補正だけとなっているのは何故か。
- 問 25 発注者指定方式で、4週8休を達成できなかった場合にペナルティはあるのか。
- 問 26 受注者希望方式については、現場閉所の達成状況に応じて経費補正の増額変更を行うが、発注者指定方式についても、現場閉所の達成状況に応じて減額変更を行うのか。
- 問 27 精算時の経費補正に関する契約変更手続きはどのように行うのか。
- 問 28 市場単価や標準単価等の取扱いはどうなるのか。
- 問 29 令和3年12月31日以前（施行日より前）に発注されている週休2日モデル工事については経費補正の対象となるのか。

【第9条（工事成績評定への反映）関係】

- 問 30 工事成績評定への反映は、発注者指定方式及び受注者希望方式どちらの場合でも反映されるのか。

【第1条関係】

問1 本市において週休2日工事を実施する必要性とは。

(回答)

- 建設業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会インフラ等を支える役割を果たし続けるためには、若手技術者の確保・育成は重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められています。
- 一方、改正労働基準法に基づき令和6年4月からは、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、建設業における働き方改革に対応していく必要があるため、本市発注工事において、より適正な工期設定を行うとともに、週休2日に取組むこととしています。

【第2条（対象工事）関係】

問2 週休2日工事の特記仕様書は、週休2日工事の対象工事にだけ添付すればよいのか。また、発注者指定方式と受注者希望方式で特記仕様書は違うのか。

(回答)

- 週休2日工事の対象となる工事において、『発注者指定方式』及び『受注者希望方式』の発注方式ごとに、特記仕様書を添付することとしています。
- 特記仕様書には、『発注者指定方式』または『受注者希望方式』が記載されています。

問3 対象外工事として「単価契約工事や維持工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

(回答)

- 通年維持工事など社会機能の維持に不可欠な工事であり、緊急対応を行うといった工事の性質上、4週8休の現場閉所が困難であることから対象外としています。

例：管内道路維持修繕工事、管内道路舗装修繕工事、管内橋梁補修工事
管内道路公園付属設備補修工事、管内公園樹・街路樹維持工事
給水装置改良工事、給水装置等修繕工事、配水設備修繕工事
浄水場等土木構造物修繕工事 など

問4 対象外工事として「社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

(回答)

- 災害復旧等の緊急工事のように社会的要請等により早期完成が必要な工事や、万博関連工事や学校の収容対策事業等のように供用開始時期が決められ、社会的要請等により遅らせることができない工事を想定しており、4週8休の現場閉所が困難であることから対象外としています。

問5 対象外工事として「現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

(回答)

- 地元調整や関係機関協議等により工事の作業時間や期間に制約があるため、休日にも作業を行い早期に完成させる必要があるといった工事を想定しており、4週8休の現場閉所が困難であることから対象外としています。
例：学校の夏休み期間中での工事、居ながら改修工事 など

【第3条（発注方式）関係】

問6 「発注者指定方式」と「受注者希望方式」の対象はどのような基準で決めているのか

(回答)

- 令和4年1月以降に発注する週休2日対象工事においては、予定価格1億円以上の土木工事等から「発注者指定方式」を適用することとしています。本市の取組方針において、令和6年度までに週休2日対象工事を全件「発注者指定方式」で発注する予定としており、段階的に「発注者指定方式」の適用案件を増やしていくこととしています。

【発注者指定方式での適用案件】

- ・令和3年度：令和4年1月以降発注の土木工事等（予定価格1億円以上）
- ・令和4年度：予定価格1億円以上の工事
- ・令和5年度：予定価格2,000万円以上の工事
- ・令和6年度：対象工事全件

※建築工事については、適用案件の当該建築工事に附帯する建築設備等においても、原則として同一の発注方式を選択する。

【第4条（対象期間）関係】

問7 年末年始6日間（12月29日から1月3日）と夏季休暇3日間（8月14日から同日16日）を対象外期間とするのは何故か。

（回答）

- 年末年始6日間、夏季休暇3日間は、建設業では連休とすることが一般的であり、また、受注者に休暇の取得を促すため、対象期間に含まないこととしています。

問8 現場着手日の定義は。工事着手日とは別の定義か。

（回答）

- 現場着手日は、現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業した日と定義しています。
- 土木工事における工事着手日は、実際の工事のための準備工事（現場作業だけでなく工場製作工などを含む）を開始した日となります。
- 営繕工事における工事着手日は、現場事務所の設置や測量等、実際に現場で作業を開始した日となります。
- 土木工事・営繕工事どちらも、工事着手日は現場での作業に限らず準備に着手した日を指す点が現場着手とは異なるので留意してください。

問9 工事完成日の確認方法は。

（回答）

- 工事完成通知書又は工事完成届に記載の工事完成日となります。

問10 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や工事事務等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

（回答）

- 受注者の責めに因らない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として受発注者間の協議により、対象期間からの除外について決定することとします。

問 11 工期末より早期に工事が完了した場合、対象期間はいつまでとなるのか。

(回答)

- 早期に工事が完了する場合でも、工事完成日（工事完成通知書等の提出日）までが、「週休2日」の対象期間となります。

【第5条（用語の定義）関係】

問 12 1つの工事契約において、施工箇所が点在している場合の現場閉所の考え方は。

(回答)

- 施工箇所が点在していても、週休2日の取組みについては、工事全体として1工事単位で判断することになります。

問 13 現場に出勤後すぐに、降雨により現場作業を行わなかった場合は、現場閉所になるのか。

(回答)

- 現場作業を実施せず、すぐに帰宅等していれば現場閉所となるが、現場事務所等で事務作業などを実施している場合は、現場閉所とならない。現場閉所とは、「現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態」と定義としています。
- 現場作業を実施後に降雨で作業を終了しても、すでに作業を実施しているので、現場閉所とはなりません。

問 14 当日、天候不良で現場閉所したが、監理技術者等が現場事務所ではなく、本社で事務作業を行った場合は、現場閉所として取り扱ってもよいか。

(回答)

- 現場閉所は、現場や事務所での事務作業を含めて、一日を通して当該工事にかかる作業を行っていない状態としているため、本社で当該工事に係る事務作業を行った場合は、現場閉所として取り扱うことはできません。

問 15 設計図書の変更に伴い、工期延長を行う場合の週休 2 日の考え方はどうなるのか。

(回答)

- 設計図書の変更を行った場合は、発注者にて週休 2 日が確保できる工期となるよう適切に工期設定を行い、工期延期の必要が認められる場合は、週休 2 日の対象期間も延長されます。

問 16 週休 2 日 (= 4 週 8 休以上) の計算の考え方は。

(回答)

- 対象期間内における現場閉所日の割合 (28.5%以上) で判断すること。なお、国土交通省と同様の取扱いとしています。

$$\begin{aligned} \text{計算例} &: \text{現場閉所日 } 88 \text{ 日} \div \text{対象期間 } 300 \text{ 日} \\ &= 0.2933 \cdots (\text{小数第 } 3 \text{ 位までとし } 4 \text{ 位四捨五入}) \approx 29.3\% \end{aligned}$$

問 17 祝日に休工した場合、現場閉所日に含めてもよいか。

(回答)

- 週休 2 日の定義は、対象期間において 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいい、土日、祝日を問わず現場閉所日としてカウントしても問題はありません。

問 18 現場閉所日は、土日で確保しなければならないのか。

(回答)

- 現場閉所日を土日に指定しているものではありません。対象期間内で平日及び土日も含めて 4 週 8 休以上の現場閉所を求めるものです。

【 4 週 8 休： 8 日 / 28 日 (28.5%以上) 】

【第6条（受注者希望方式における週休2日工事实施の選択）関係】

問19 週休2日届出書（様式1）について、一旦受注者が「実施しない」と提出した後に、「実施する」に変更したいと申し出た際の取扱いは。

（回答）

- 『実施しない』から『実施する』への変更は認められません。
- なお、現場着手前に週休2日を『実施する』旨の届出がないものや、『実施する』から『実施しない』へ変更したものは、経費補正の対象とはなりません。

【第7条（週休2日工事の取組内容）関係】

問20 週休2日に取り組む対象は、全ての下請業者も含むのか。

（回答）

- 元請である受注者を対象としています。
- なお、現場代理人は、例外的に常駐を要しないことができるとされている場合を除いて工事現場への常駐が義務付けられています。そのため、受注者（現場代理人）が当該工事において現場閉所により休日を確保する場合は、必然的に現場施工を行うことが出来ないことから、下請け業者は対象に含みません。

問21 週休2日確保以外のやむを得ない事由による工期変更は認めるのか。

（回答）

- やむを得ない事由があると判断できる場合は、通常通り工期変更を認めて問題ありません。

問22 週休2日実施の履行確認方法は。

（回答）

- 毎月、監督職員に提出される「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）の書類確認により、現場閉所を行った実績の確認を行います。

問 23 週休 2 日を実施すると工期末までに工事が完了できなくなってしまう場合、これを理由に工期延期は認められるか。

(回答)

- 発注時の工期算定については、4 週 8 休により（土日現場閉鎖）により算出しているため、週休 2 日の確保を事由とした工期延期は認めていません。

【第 8 条（週休 2 日工事に要する費用の計上）関係】

問 24 土木工事においては、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても経費補正を行うが、建築工事においては、労務費の経費補正だけとなっているのは何故か。

(回答)

- 建築工事においては、共通仮設費及び現場管理費については、積算基準に基づき当初積算時に工期に応じて算出しているため、経費補正は行いません。
また、機械経費（賃料）については、工事の施工条件に即した措置日数による見積により計上しているため経費補正は行いません。

問 25 発注者指定方式で、4 週 8 休を達成できなかった場合にペナルティはあるのか。

(回答)

- 現場閉所の達成状況が 4 週 8 休に満たなかった場合には、補正分の減額変更を行います。但し、工事成績評定の減点は行いません。

問 26 受注者希望方式については、現場閉所の達成状況に応じて経費補正の増額変更を行うが、発注者指定方式についても、現場閉所の達成状況に応じて減額変更を行うのか。

(回答)

- 受注者希望方式については、別表 1（土木工事等）及び別表 3（建築工事）について、現場閉所の状況（4 週 6 休～4 週 8 休）により各経費の補正を行い、増額変更を行います。
また別表 2（港湾工事）については、4 週 8 休を達成できた場合のみ経費補正を行います。

- 発注者指定方式については、4週8休以上の達成を前提として補正係数を各経費に乗じて予定価格を算出しているため、達成状況が4週8休に満たない場合は4週8休の補正分を減額変更します。
- 経費補正の変更契約については、精算時に行います

問 27 精算時の経費補正に関する契約変更手続きはどのように行うのか。

(回答)

- 経費補正の契約変更を行う時点の現場閉所実績及び残工期の現場閉所計画に基づき、必ず達成可能な現場閉所状況の区分（4週6休～4週8休又は未達成）について受発注者間で十分に協議を行い、再度の契約変更とならないように変更区分を設定してください。
- なお、上記に関連して、発注者より現場閉所実績及び現場閉所計画を提出するよう指示があった場合は、速やかに提出を行ってください。

問 28 市場単価や標準単価等の取り扱いはどうなるのか。

(回答)

- 労務費分が明らかになっていない市場単価や標準単価などの経費補正については、補正の有無を含めて発注部局ごとの取り扱いとなりますので、発注時の設計図書（見積条件等）や発注部局のホームページ等に明示する予定です。
- また、見積単価については経費補正の対象外となります。

問 29 令和3年12月31日以前（施行日より前）に発注されている週休2日モデル工事については経費補正の対象となるのか。

(回答)

- 従前の週休2日モデル工事については、経費補正の対象となりません。
- なお、適用する積算基準によっても経費補正の対象としない工事があるので、ご注意ください。（例：下水道施設機械・電気設備工事、水道施設機械・電気設備工事、船舶および機械製造修理請負工事など）

【第9条（工事成績評定への反映）関係】

問 30 工事成績評定への反映は、発注者指定方式及び受注者希望方式どちらの場合でも反映されるのか。

（回答）

- どちらの場合でも、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上である場合は、工事成績の加点対象として評価を行います。